

公立大学法人高崎経済大学競争的資金等内部監査規程

平成23年度
規程第146号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人高崎経済大学における競争的資金等の運営及び管理に関する規程（平成23年度規程第143号）第11条第3項に基づき、高崎経済大学（以下「本学」という。）における競争的資金等の内部監査（以下「監査」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 競争的資金等 国又は国が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金
- (2) 不正 実態とは異なる謝金等の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求、その他関係法令、競争的資金等の資金配分機関の定め及び本学の関係規程等に違反した研究費の使用
- (3) 監査対象者 競争的資金等の交付を受けた研究代表者（研究分担者を含む。）及びその支出事務を行う部署の事務職員等

(内部監査部門及び監査担当者)

第3条 監査は、内部監査部門が行うものとする。

- 2 内部監査部門の責任者（以下「内部監査人」という。）は、教育担当副学長をもってあてる。
- 3 内部監査部門は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するため、監事との連携を強化し、定期的に意見交換を行うものとする。
- 4 監査担当者は、総務グループ企画チーム職員をもってあてる。

(内部監査人の権限)

第4条 内部監査人は、監査対象者に対し、監査の実施に必要な一切の書類の提出及び監査に必要な説明を求めることができる。

- 2 内部監査人は、必要により学外の関係先に内容の照会又は事実確認を求めることができる。

(監査対象者の協力義務)

第5条 監査対象者は、監査が円滑かつ効果的に実施できるよう積極的に協力しなければならない。

(監査実施の通知)

第6条 内部監査人は、監査の実施に当たっては、あらかじめ監査の実施日時を監査対象者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合又は特に必要があると認められる場合には、事前に通知することなく監査を実施することができる。

(監査方法)

第7条 監査は、競争的資金等の資金配分機関の定め及び本学の関係規程等に違反した使用がないかを検証するため、書面監査を実施し必要に応じて実地監査を行うものとする。

- 2 書面監査は、関係書類の精査、会計伝票の照合等の書類上の調査により実施する。
- 3 実地監査は、書類上の調査に止まらず、実際の補助金等の使用状況や納品状況等の事実関係を検証するため、監査対象者へのヒアリング等により実施する。

(監査担当者の責務)

第8条 監査担当者は、監査における事実確認及び補助金等の使用における適正性の判断について、常に公正かつ厳正でなければならない。

- 2 監査担当者は、監査により知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- 3 監査担当者は、監査の実施に当たり、監査対象者の業務に著しい支障が生じないよう配慮しなければならない。

(監査結果の説明等)

第9条 監査担当者は、監査終了後、その結果を監査対象者に説明又は提示を行い、監査対象者から意見等があるときは、十分にその意見を聴取し、監査報告書の作成に資するものとする。

(監査報告)

第10条 内部監査人は、監査終了後、速やかに監査結果をまとめた報告書を作成し、学長に報告しなければならない。

(改善指示等)

第11条 学長は、前条の監査報告書により改善の措置が必要と認められるときは、監査対象者に対して改善の指示を行う。

- 2 学長は、前条の監査報告書により、不正の疑いが認められると判断したときは、公立大学法人高崎経済大学における競争的資金等の不正使用に係る調査手続き等に関

する取扱規程（平成23年度規程第145号）に基づき、予備調査、不正使用調査委員会の設置等、必要な措置を講じなければならない。

（運営・管理体制の検証等）

第12条 内部監査人は、本学における競争的資金等の運営・管理体制について検証を行わなければならない。

2 内部監査人は、前項における検証の結果、当該運営・管理体制に改善等の措置が必要と認められるときは、学長に対し是正を求めなければならない。

（庶務）

第13条 監査に関する庶務は、総務グループ企画チームにおいて処理する。

（改廃）

第14条 この規程の改廃は、教育研究審議会に諮り、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成23年12月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月13日第108号）

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日第111号）

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月6日第9号）

この改正は、令和3年10月6日から施行する。

附 則（令和4年2月9日第18号）

この改正は、令和4年4月1日から施行する。